

石川県公報

平成 29 年 2 月 7 日 (火曜日)

号 外

(第 5 号)

目 次

監査委員
○住民監査請求に係る監査結果の公表

1

監 査 委 員

住民監査請求に係る監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年2月7日

石川県監査委員 浜 田 孝
同 岡 部 朋 代

(政務活動費に係る住民監査請求の監査結果)

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

石川県金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出

平成28年12月12日

3 請求の内容

請求人提出の石川県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の要旨は、おおむね次のとおりである。（本監査結果においては、できるだけ措置請求書の原文に即して記載したが、項目番号の一部付け替えなどを行った。）

(1) 政務活動費は、地方自治法（以下「法」という。）第100条第14項乃至第16項に基づく石川県政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）で規定されている。

上記法規定の政務活動費は、条例で規定した「議員の調査研究に資する」内容の限定経費として交付されている公金である。

そのため、石川県知事は、石川県議会の会派及び議員（以下「議員等」という。）に対し、精算を必要とする概算払の交付金として、政務活動費を支出している。

政務活動費は、概算払で交付された条例で規定されている経費である。

政務活動費の交付を受けた議員等は、調査研究関連経費である政務活動費充当経費について、当該年度の政務活動費収支報告書及び当該「支出を証する書面の写し」を、交付年度の翌年の「4月30日までに議長に提出しなければならない。」

政務活動費充当支出において、調査研究関連経費ではない経費に充当支出した議員等は目的外の違法支出をしたことになる。

(2) 政務活動費運用基準（マニュアル）（以下「マニュアル」という。）は、石川県議会が作成したものではあるが、法第100条第14項規定の調査研究関連経費と認められない費目を規定している。

しかし、マニュアルは条例ではない。

条例規定されていない経費を記載しているマニュアル規定費目への政務活動費充当支出は、違法支出である。

(3) 条例第10条規定の別表記載の「調査研究費」は、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政に関する調査

研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費」である。

上記経費の内容と異なる経費への支出は、目的外支出であり、違法支出である。

富瀬 永議員(以下「富瀬議員」という。)の調査研究費支出では、事実証明書1記載の33番の平成27年11月27日の支出には領収書が無いこと、34番の同年12月19日の支出及び43番の平成28年3月4日の各領収書には「但し」書きの記載がないこと、同48番の同年3月22日の支出を証明するための文書には支出目的が記載されていないことから、上記4支出が調査研究費支出であると確認することはできない。

また、富瀬議員の事実証明書1記載の1番及び17番の「インクリボンフィ」、14番、18番、20番、28番及び37番の「第一種定形」、2番の「懇親会費」、3番の「振興」目的、4番乃至6番、35番及び36番の「友好促進」目的、8番、16番、19番及び31番の「懇談会」、9番のNPO法人「賛助会費」、12番及び15番の「駐車料金」、13番の「宿泊券」、21番の「親善」目的、22番の「歓迎会」、32番の「集会参加費」、42番の「意見交換会参加費」の各支出は、全額、違法支出である。

そして、41番の「いちご会九州視察会計報告」の一部の支出(お土産代×2、懇親会×2)は、いずれも、目的外支出である。

したがって、上記金額は富瀬議員の違法支出額である。

さらに、富瀬議員は、平成27年度政務活動費収支報告書(H28.9.5.修正後)の調査研究費の支出額は100万3930円と記載しているところ、同議員が記載した政務活動費報告書の政務活動費充当支出額の合計額が81万9430円となるから、その差額18万4500円は架空充当額であると推認できる。したがって、上記金額も富瀬議員の違法支出額である。

不破大仁議員(以下「不破議員」という。)調査研究費支出では、事実証明書2記載の1番、5番、7番、27番及び61番の各「ご利用明細票」支出では支出内容が不明で、13番、15番、29番及び35番の各支出では領収証には但し書きの記載がないこと、14番の「入館券」支出では支出内容がわからないこと、48番、54番及び62番乃至64番の「振込振替(状況照会)」支出では当該支出が不明であること、33番及び34番の同議員が記載した「政務活動費支出証明書」であることから、いずれの支出も、当該支出を裏付ける客観的な証拠ではない。したがって、上記各支出は、調査研究費であると確認することができない。

また、不破議員の事実証明書2記載の2番、3番、6番、9番乃至11番、16番及び23番の龍馬プロジェクトへの支出、4番のホテルの「室料」、8番の石川県ユースホステル協会「会費」、12番及び59番の「きんつば」、17番及び50番の「振興」目的、18番の「ボーイスカウト」会費、19番乃至22番、46番及び47番の「友好促進」目的、26番の「運賃及び税金・料金等」、28番の「乗船料」、30番及び60番の「JR乗車券類」、31番及び32番の「大会登録料」、36番の「通行料金」、37番及び38番の「メーター運賃」、40番の「スポーツ振興」目的、41の「懇談会」参加費、42番の「全国大会渡航費」、43番及び44番の懇親会、49番の「集い」、51番の「宿泊代」、52番及び57番の食事代、53番の連合後援会、55番の「食事代」、56番の「崎浦公民館運営審議会会費」、58番の「石川県ロシア協会」会費及び69番の「いちいち会」会費の各支出は目的外支出である。

したがって、上記支出は違法支出であるから、上記各支出の政務活動費充当額は不破議員の違法支出額である。

- (4) 富瀬議員は「平成27年度政務活動費収支報告書(H28.9.5.修正後)」を、不破議員が「平成27年度政務活動費収支報告書(平成28年8月30日修正)」を提出し、概算払精算後の平成28年4月30日提出の平成27年度政務活動費収支報告書に記載に誤りがあったとして、遡って「修正」している。しかし、概算払・精算後の収支報告書の「修正」は会計年度を無視する訂正である。正しい会計処理ではないから、当該問題点について指摘する必要がある。

- (5) 条例第10条規定の別表記載の「広聴広報費」は「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」である。

広聴広報費の中の広報費は、その経費の性格上、議員の自己宣伝的な側面を有することから後援会活動の側面を否定できない。それゆえ、広報費は按分充当経費である。

富瀬議員は、事実証明書3記載の4番及び5番の2支出では当該支出額の2分の1の按分充当支出としている。しかし、これら2支出を除く同議員の事実証明書3記載の8支出のうちの6支出で政務活動費を全額充当しており、残る2支出では政務活動費を24分の23充当支出としているものの、これら8支出の当該領収書等「支出を証する書面」では当該経費が広聴広報経費支出であるとしても全額充当経費ではないから当該各充当支出額の2分の1を超える政務活動費が違法支出額である。

なお、2番、3番、8番及び10番の当該「事実を証する書面」である各「県政レポート「輝」」は提出されていないから、提出することを求める指摘をする必要がある。

井出敏朗議員（以下「井出議員」という。）は、事実証明書4記載の1番の支出においては、当該支出額の2分の1按分充当支出としているものの、「振替払込金受領証・振替受付票」では当該支出が広聴広報費であると確認できる書面ではないから全額が違法支出額であること、他の8支出については各当該領収書等では当該経費が広報費支出であるか否か疑問があること、当該経費支出であるとしても全額充当経費ではないから、当該各支出額の2分の1按分額を超える政務活動費充当支出額は違法支出額である。

- (6) 条例第10条規定の別表記載の「人件費」は「会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」である。

稲村建男議員（以下「稲村議員」という。）は、「政務活動補助給与」として30万円を被雇用者に支出し、その2分の1額である15万円を政務活動費として充当し、毎月、人件費の支出としている。しかし、当該支出を裏付ける領収証作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していない。それゆえ、同議員の人件費支出は、全額、違法支出額であると推認できる。

向出 勉議員（以下「向出議員」という。）は、「政務活動補助職員に対する、給与15万円を含む」支出として32万9610円を被雇用者に支出し、そのうちの15万円を政務活動費として充当し、毎月、人件費の支出としている。しかし、当該支出を裏付ける領収証作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していない。それゆえ、同議員の人件費支出は、全額、違法支出額であると推認できる。

不破議員は、「給料」支出として26万円及び「交通費」支出として5000円を被雇用者に支出し、それら合計額の2分の1である13万2500円を政務活動費を充当し、毎月、人件費として支出している。しかし、当該支出を裏付ける領収証作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していない。それゆえ、同議員の人件費支出は、全額、違法支出額であると推認できる。

- (7) 上記(3)及び(5)、前記(6)のとおり、平成27年度政務活動費収支報告書及び領収書その他の支出を証する書面の写しを検討した結果、以下のとおり、違法支出額があると推認できる。

ア 調査研究費

(ア) 富瀬議員 66万1130円

(イ) 不破議員 91万0095円

イ 広聴広報費

(ア) 井出議員 86万8618円

(イ) 富瀬議員 66万5779円

ウ 人件費

(ア) 稲村議員 180万円

(イ) 向出議員 180万円

(ウ) 不破議員 159万円

- (8) 請求人は、石川県監査委員に対し、当該議員の違法支出額が当該議員の不当利得であり、かつ、当該議員が民法第704条規定の悪意の受益者であることも加味して、不破議員に対し250万0095円、稲村議員に対し180万円、向出議員に対し180万円、富瀬議員に対し132万6909円、井出議員に対し86万8618円及び当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うように、石川県知事が請求することを求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

(添付書類)

事実証明書1から事実証明書7まで及び参考資料1から参考資料4まで（なお、これらの書面については、監査結果への記載を省略した。）

第2 監査委員の除斥

本件請求は、石川県議会議員に交付された政務活動費に関するものであることから、石川県議会議員から選任された監査委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条の2の規定により、本件監査から除斥した。

第3 請求の受理

本件請求については、法第242条第1項に定める要件に適合しているか審査を行い、平成28年12月15日に所定の要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び平成28年12月27日に陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出はなく、措置請求書に関して補足説明がなされた。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 地方自治法改正(平成24年)で「政務調査費」が「政務活動費」と改称され、従来の文言「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」が「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」とされ、あわせて政務活動費を充てることのできる経費の範囲が必要的条例事項とされたことなどから、条例とは別に議会が作成した基準が調査研究費であるとしていた従前の法解釈は、政務活動費においては完全にできなくなったのである。

(2) 法律の委任に基づかない経費は、政務調査費の場合でも違法。その実例は、昨年12月27日、事務費支出した3会派の事務所費、自動車リース料の約8,000万円が目的外の違法支出であるとする名古屋高等裁判所における判決でも明らかであり、監査委員は、請求人が特定した個々の議員が政務活動費支出であると報告した支出が適法支出か目的外の違法支出かについては、議員の調査研究その他の活動に資する経費として認められるか否かの視点から監査する必要がある。

(3) 石川県監査委員は、平成28年3月28日付けの住民監査請求に係る監査結果(以下「平成28年監査結果」という。)について通知しているが、以下の点で間違いがある。

ア 平成28年監査結果の20ページにおいて、平成21年12月17日の最高裁判決を引用し、結論として政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には県議会の責任において判断すべきものであると考えていること。

イ 同じく20ページにおいて、政務活動については、平成22年3月23日最高裁判決の傍論部分等を引用し、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっていると、当該判決内容とは異なる誤解をしていること。

ウ 平成28年監査結果の29ページにおいて、マニュアルは運用基準を明確にし、充当支出の適否判断のよりどころであると、事実上、政務活動であるか否かの判断基準とする指摘をしていること。

2 監査対象事項

請求の趣旨及び陳述を踏まえ、監査対象事項は、平成27年度に石川県議会の会派及び所属議員に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において摘示した支出が違法な支出であるかどうかとした。

3 監査対象部局

石川県議会事務局(以下「議会事務局」という。)

4 監査対象部局の監査の経過

議会事務局に対して関係書類の提出を求めるとともに、平成29年1月16日に政務活動費制度の概要及び運用状況並びに請求人の主張に対する見解等について聴取を行った。

その主な内容は、おおむね次のとおりであった。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠法は地方自治法であり、同法第100条第14項及び第15項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」(第14項)、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」(第15項)と規定されている。以前、この条項は、政務調査費制度の拠となっていたが、平成24年9月の地方自治法改正により、「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」へと使途が明確化されたことや名称が「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、さらに、同法第100条第16

項には「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」という新たな条項が追加されている。

同法の改正に伴い、本県でも同年12月、議員提案により「石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月23日条例第22号）」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程（平成13年3月30日議会規程第1号）」（以下「規程」という。）を改正し、平成25年度からは、これらを根拠条例等として、「政務活動費」の運用を行っている。

なお、運用にあたっては、条例、規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮して「政務活動費運用基準」（以下「マニュアル」という。）を定めており、上記法令のもとで、このマニュアルを政務活動費の使途等の適否を具体的に判断する際の拠としている。

(2) 請求人の主張に対する説明について

ア 「条例で規定した「議員の調査研究に資する」内容の限定経費」との主張部分について

請求人が主張する「議員の調査研究に資する」部分については、条例では「議員の調査研究その他の活動に資する」と規定されており、誤りである。

イ 「マニュアルは、法第100条第14項規定の調査研究関連経費と認められない費目を規定しており、マニュアル規定費目への政務活動費充当支出は、違法支出である。」との摘示について

請求人の主張は、違法とする部分について具体的に示していないため、確認ができない。

なお、マニュアルは、条例等に定める政務活動費の使途基準を明確にし、運用することを目的として策定されたものであり、「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出は規定されていない。

ウ 「調査研究費において、領収書の但し書きの記載がないなど支出目的が不明であるため調査研究費支出と確認できない支出や目的外の支出があり、これらは違法支出である。」との摘示について

請求人は、富瀬 永議員、不破大仁議員の政務活動費に係る調査研究費の支出において、領収書の但し書きの記載がないなど目的が不明であるから違法支出であると主張するが、いずれも、マニュアルに基づき提出された政務活動報告書、県外政務活動結果報告、海外政務活動結果報告において、内容・目的が確認できることから、いずれも調査研究に要する経費として適正に支出されており、違法支出にはあたらないと考える。

エ 「富瀬議員の平成27年度政務活動費収支報告書の調査研究費の支出額は100万3930円と記載されているが、政務活動報告書の政務活動費充当支出額の合計額は81万9430円となるから、その差額18万4500円は架空充当額であると推認でき、違法支出額である。」との摘示について

富瀬 永議員の政務活動費収支報告書の支出額と、請求人が計算した充当支出額の合計額との差額は、架空充当であると主張しているが、請求人の職員措置請求書への記載誤りであり、違法支出ではない。

オ 「概算払・精算後の収支報告書の「修正」は会計年度を無視する訂正であり、正しい会計処理ではない。」との摘示について

請求人は、概算払・精算後の収支報告書の「修正」について、遡って「修正」しており、会計年度を無視する訂正であると主張する。しかしながら、「修正」については、修正事由が生じた場合に速やかに修正を行っており、遡っているわけではない。

また、正しい会計処理ではないという請求人の主張の根拠は不明である。

カ 「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法である。また、支出証明書類が「振替払込金受領証・振替受付票」である支出については、当該支出が広聴広報費であると確認できる書面ではないから全額が違法である。」との摘示について

請求人は、富瀬 永議員、井出敏朗議員の政務活動費に係る広聴広報費の支出において、全額の充当ではなく、按分充当支出とすることが合理的であると主張し、また、広聴広報費の該当費目と確認できない支出もあるから、違法支出であると主張する。

しかしながら、当該議員が支出した広聴広報費はいずれも、会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出はないと考える。

なお、按分する必要のあるものは適正に按分処理されており、支出目的については、収支報告書や政務活動報告書、支出証明書で確認している。提出資料以外に必要な資料があれば求め、議員に説明を求める。

キ 「領収書作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している

実態を裏付ける書面を提出していないため、全額違法支出額と推認できる。」との摘示について

請求人は、稲村建男議員ほか2議員の政務活動費に係る人件費支出において、領収書作成者である被雇用者名を黒塗りしていること、政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していないため、違法支出であると主張する。

しかしながら、条例第12条第2項で「議長に提出しなければならない」と規定されている「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」とは、「収支報告書」及びマニュアルに規定する様式1の「政務活動報告書」、様式2の「領収書・政務活動費支出証明書」、様式3の「県外政務活動結果報告」、様式4の「海外政務活動結果報告」の写しであり、雇用関係書類等は含まれない。また、マニュアルにおいても、「勤務実績表」「雇用契約書」は「会派及び議員が整理・保管する証拠書類」と規定されており、請求人の主張は根拠のないものである。

なお、被雇用者名については、個人情報であることから、石川県情報公開条例に基づく「非公開情報」であるため黒塗りしており、何ら問題はない。

ク 「平成27年度政務活動費収支報告書及び領収書その他の支出を証する書面の写しを検討した結果、違法支出があると推認できる。」との摘示について

請求人は、富瀬 永議員ほか4議員への平成27年度政務活動費の支出において、違法支出があると主張している。

しかしながら、これまで述べてきたとおり、当該政務活動費の支出はいずれも条例、規程及びマニュアルに定められた規定を満たし、政務活動費制度の趣旨のもと、議員の適切なる判断により執行されていると認められることから、何ら違法性はないと考える。

ケ 「違法支出額に対する当該各金額に対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払うよう、石川県知事が請求することを求める。」との摘示について

請求人は、違法支出金額に対する遅延損害金を支払うよう主張しているが、違法支出はないことから、遅延損害金は発生しない。

(3) 政務活動費制度の議員への周知について

議会では、事務局による説明会を開催し、議員をはじめ会派及び議員関係者にマニュアルを配付している。また、新人議員に対しても当選後直ちに説明会を開いている。

なお、マニュアルの運用については、適宜、各議員に対し個別説明や質疑応答等を繰り返し、さらなる周知徹底を図っている。

(4) 議長の調査権及び議会事務局の審査について

条例第12条に基づく「議長の調査」権により、同第9条に基づいて、各会派及び議員から毎年4月30日までに議長に提出される収支報告書等、具体的には政務活動費に係る収入及び支出の報告書並びに当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを確認している。また、提出書類となっていない雇用契約書、出勤簿等についても、必要に応じ提出を求め、確認している。

なお、審査方法の改善については、チェック体制を昨年4名で行っていたところ6名で行うこととしたうえ、1報告について、最低3名でチェックすることとするなど、審査精度を上げるため、鋭意工夫して対応している。

5 関係人に対する調査の実施

法第199条第8項の規定により、措置請求書で摘示されている支出に係る事案について、関係議員等に対し、文書による調査を行った。

第5 監査の結果

本件請求については、合議により、次のとおり決定した。

平成27年度に交付された政務活動費のうち、請求人が措置請求書において主張する関係各議員の支出は、法第242条第1項に規定する違法又は不当な支出に当たらない。

したがって、本件請求については、棄却する。

以下、事実関係の確認結果及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査及び関係人調査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務活動費制度

ア 根拠法

法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項において、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定し、根拠法としている。

イ 根拠条例等

上記アの規定を受け、本県では、「石川県政務活動費の交付に関する条例」（以下「条例」という。）及び「石川県政務活動費の交付に関する規程」（以下「規程」という。）を制定し、これを根拠条例等としている。その主な内容は、以下のとおりである。

(ア) 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費	内 容
調 査 研 究 費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	一 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 二 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	一 会派及び議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 二 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加及び議員の参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派及び議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派及び議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 所 費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事 務 費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(イ) 政務活動費の交付対象（条例第3条）

政務活動費は、石川県議会における会派及びその所属議員に対し交付する。

(ウ) 政務活動費の額等（条例第4条）

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

(エ) 会派の届出（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派結成届を石川県議会議長（以下「議長」という。）に届け出なければならない。

(オ) 会派の通知（条例第6条）

議長は、毎年、4月1日において届け出られている会派について、同月5日までに、知事に通知しなければならない。

(カ) 政務活動費の交付の決定等（条例第7条）

知事は、通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

(キ) 政務活動費の請求、交付等（条例第8条）

会派の代表者及びその所属議員は、通知を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を知事に請求するものとする。知事は、請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

(ク) 収支報告書（条例第9条）

会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

(ケ) 政務活動費の返還（条例第10条）

会派の代表者又はその所属議員は、政務活動費に係る収入の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

(コ) 収支報告書の保存及び閲覧（条例第11条）

議長は、提出された収支報告書を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

次に掲げるものは、議長に対し収支報告書の閲覧を請求することができる。

- 1 県内に住所を有する者
- 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 4 県内に存する学校に在学する者

(サ) 議長の調査及び透明性の確保（条例第12条）

議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

議長が行う調査に資するため、収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない。

議長は、領収書その他の支出を証する書面の写しを毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(シ) 収支報告書の写しの送付（規程第5条）

議長は、条例第9条の規定により提出された収支報告書の写しを、知事に送付するものとする。

(ス) 証拠書類の整理等（規程第7条）

会派の政務活動費経理責任者及び政務活動費の交付を受けた会派に所属する議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を毎年4月30日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 条例の改正と石川県政務活動費運用基準の策定に係る経緯等

ア 政務活動費制度の改正に係る経緯等

政務活動費制度は、地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で議会の活性化を図り、審議能力を強化する目的をもって、平成12年の法の一部改正により、政務調査費制度として法制化された。その後、平成24年9月に名称を「政務調査費」から「政務活動費」に改める法の一部改正がなされ、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、加えて議長は、政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとされた。

これを受けて、石川県においても、議員提案により、平成24年12月に条例及び規程が改正され、平成25年3月1日から施行されたところである。

これに併せて、県議会では、石川県議会基本条例に基づき設置された県議会改革推進会議において、政務調査費運用基準の見直しの検討が開始され、同会議の実務研究組織として設置された政務活動費マニュアル検討小委員会での様々な論議を経て新たに石川県政務活動費運用基準が策定され、同年4月1日から運用が開始された。

さらに、県議会においては、改正された制度の施行に際して、条例、規程及び新たな運用基準を遵守するため、全議員を対象に説明会を開催するなど周知を図っている。

なお、この改正により「政務活動費収支報告書」については、閲覧が制度化され、平成26年度から実施されている。

イ 石川県政務活動費運用基準（以下「マニュアル」という。）について

マニュアルは、条例及び規程の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら、県議会において策定されたものであり、これらの根拠法令のもとで、政務活動費に充てることのできる経費の範囲及び使途等の適否を具体的に判断するよりどころとなっている。

また、マニュアルには「政務活動報告書」及び「政務活動費支出証明書」等の記載すべき書類が定められている。

これらの書類は、支出内容の透明性を確保する観点から、条例第12条第2項による「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」として議長に提出され、議長が保管している。

マニュアルによれば、政務活動費に充当できる費目のうち、今回の措置請求に関連のある主な項目（支出内容、積算又は充当限度等）については、以下のとおりとしている。

(ア) 調査研究費

・交通費

JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶、タクシー等、レンタカー、高速道路等利用料、駐車料金：実費

・宿泊料（国内の場合）

1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など：実費とし、費用弁償の額を上限とする。

甲地 14,800円、乙地 13,300円

・借上料

会場借上料、機材借上料：実費

・印刷製本費

資料印刷費（コピー代含む）：実費

・通信運搬費

文書通信費（郵便料等）：実費

・会費等

実費（ただし、懇談を伴う場合は5,000円以内）

・消耗品費

事務用消耗品、看板製作代：実費

・食糧費

会食代、飲食代、茶菓代、弁当代：実費（懇談会経費（1人当たり）5,000円以内）

(イ) 広聴広報費

「文書通信費（郵便料等）、インターネット接続料、ホームページのプロバイダ利用料、看板製作代」などが規定されており、いずれも調査研究費の基準に同じ

(ウ) 人件費

「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」について、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」、「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」とし、この場合に「実費」（議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能。臨時雇用（アルバイト）については実費。生計を一にする親族（配偶者、親・子供、兄弟等）を雇用した場合は、充当不可）

ただし、「按分の場合、議員が雇用する場合は1/2以内かつ月15万円以内、会派が雇用する場合は2/3以内」

なお、マニュアルには、議員の適切な判断に資するよう、全国都道府県議会議長会において政務活動費を充当するのに適しない例とされている経費に係る参考事例が記載されている。

（参考事例が記載されている経費）

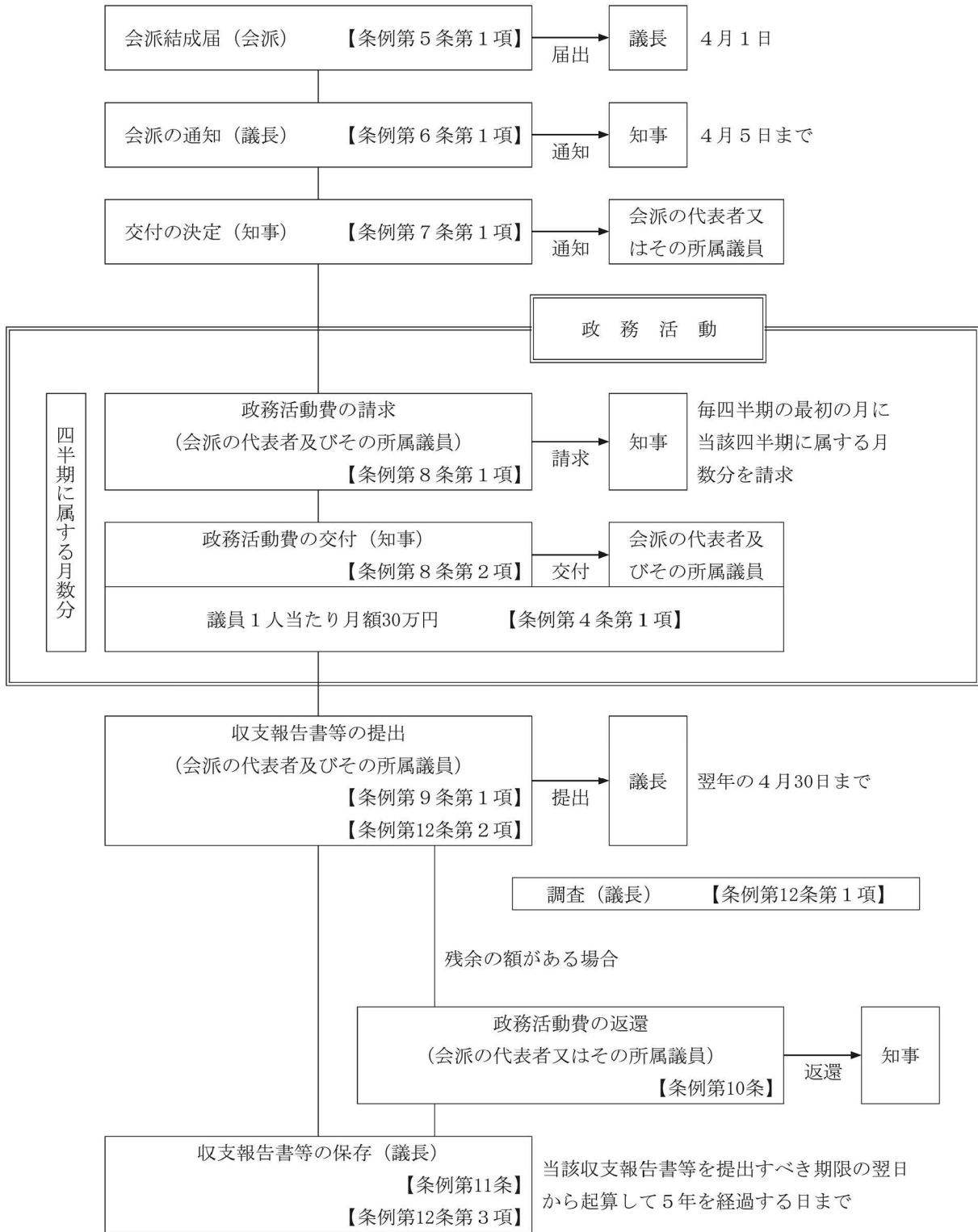
① 政党活動 ② 選挙活動 ③ 後援会活動 ④ 私的経費

上記経費に加え、下記科目について参考事例が記載されている。

① 会議費 ② 事務所費 ③ 会費

(3) 政務活動費交付手続きの流れ

政務活動費の交付手続きについては、次のとおりである。(議会事務局から提出された資料を基に作成)



2 判断

請求人の主張、議会事務局の説明、関係人調査等に基づき、次のとおり判断する。

(1) 政務活動費制度について

政務活動費制度の根拠規定である法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定し、また、同条第15項においては、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところ

により、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているように、その提出先は、議会の代表者である議長となっている。

これらを踏まえ、本県の政務活動費の交付に関する事務については、条例が制定され、当該条例第2条において、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。」と、政務活動費を充てることのできる経費の範囲について規定するほか、第13条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」との規定に基づき規程が定められ、運用の基準となるマニュアルについても議会が定めている。

このように、条例及び規程や政務活動費の運用の基準は、それぞれ県議会において自主的に定めており、また、収支報告書等の提出を求めること及びそれらを調査することの権限が議長に与えられており、政務活動費制度については、法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、地方自治法や地方財政法に基づいて知事が一般的に有する財務会計上の管理権が一定程度制約される仕組みとなっている。

さらに、平成21年12月17日の最高裁判決では、政務調査費制度の本旨について、「執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念に鑑み、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある。」と示されている。

加えて、同判決において「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」とも述べている。

このように、県議会における会派の自主性、自律性を尊重することが求められていることを勘案すれば、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には、県議会の責任において判断すべきものである。

(2) 政務活動について

そもそも政務活動は、多様な内容を有するものであり、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費であるかどうかの判断については、政務調査費で示された「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分があることも確かである。」との判決（平成22年3月23日最高裁判決）や「議員の調査研究に直接役立つか、これに密接に関連して必要な費用に限定すべき合理的理由はなく、調査研究のために有益な費用も含まれる。」との判決（平成16年4月14日東京高裁判決）、さらには、「会派の活動は、(中略) その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(中略) 極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」との判決（平成19年2月9日札幌高裁判決）にもあるように、多岐にわたる調査研究活動を政務活動として認めるかどうか、また、調査研究のための有益な費用の支出であるかどうかについては、会派や議員の広範な裁量権を尊重し、議員の合理的判断に委ねられているものとなっている。

(3) 政務活動に該当するかどうかの具体的な判断方法について

政務活動費制度については、県議会及び議員活動の自主性、自律性を尊重することが基本であり、本件措置請求において、当該支出が政務活動費を充てることのできる経費であるかどうかの判断に際しても、原則として、一般的、外形的視点から判断することとし、明らかに条例に違反したもの以外は適法と認め、経費の具体的な内容まで論じないこととした。

ただ、今回の請求については、限られた調査期間の中で適確な判断を行う必要があり、また、より適正な監査を行う観点から、請求人から摘示された支出について、経費の具体的な用途等を確認するべく、あらかじめ、関係議員等に対し、関係人調査への任意の協力を求め、提出された文書等によりその内容を確認し、判断に資することとした。

(4) 政務活動費の支出基準（マニュアルの解釈及び運用）について

政務活動費の支出については、「議員の調査研究その他の活動」という法の趣旨に基づき定められた条例及び条例の委任を受けて制定された規程に則して判断すべきものである。

また、マニュアルについては、議会事務局が説明しているように、政務活動費を充てることのできる経費の

一層の具体化を図るため、条例、規程等の趣旨を踏まえ、他県の事例や全国都道府県議会議長会の基準等を考慮しながら策定されたものである。マニュアルは法規範性を有するものではないが、条例の定める政務活動費を充てることができる経費の範囲の内容が概括的であること、政務活動費制度が地方公共団体の自己決定権と自己責任が拡大する中で創設されたこと等を考慮すると、県議会が自らの意思で、議員の自律的な基準を文書化したものと受け止められ、法や条例、規程等を踏まえこれらの内容を一層具体的に細目化したものと考えられることから、これら根拠法令のもとで政務活動費に充てることのできる経費の適否判断のよりどころとすることが相当である。

- (5) 「調査研究費において、領収書の但し書きの記載がないなど支出目的が不明であるため調査研究費支出と確認できない支出や目的外の支出があり、これらは違法支出である。」との摘示に対する判断

請求人は、「富瀬 永議員及び不破大仁議員の調査研究費支出において、領収書が無いものや但し書きの記載がないもの、支出を証明するための文書に支出目的が記載されておらず調査研究費支出であると確認できないもの、目的外支出のものについては違法支出である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「いずれも、マニュアルに基づき提出された政務活動報告書、県外政務活動結果報告、海外政務活動結果報告において、内容・目的が確認できることから、いずれも調査研究に要する経費として適正に支出されており、違法支出にはあたらない。」旨の説明があった。

また、関係人調査においても、「いずれも政務活動の調査研究のため支出した研修・視察に係る経費、事務用品費、通信費、各会費、参加費、駐車料金などであり、マニュアルの使途基準に則った適正な支出である。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出であり、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「調査研究費において、領収書の但し書きの記載がないなど支出目的が不明であるため調査研究費支出と確認できない支出や目的外の支出があり、これらは違法支出である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (6) 「富瀬議員の平成27年度政務活動費収支報告書の調査研究費の支出額は100万3930円と記載されているが、政務活動報告書の政務活動費充当支出額の合計額は81万9430円となるから、その差額18万4500円は架空充当額であると推認でき、違法支出額である。」との摘示に対する判断

請求人は、「富瀬議員の平成27年度政務活動費収支報告書記載の調査研究費支出額と政務活動報告書記載の調査研究費充当支出額の合計額に差額18万4500円が生じている。」旨主張していることから、富瀬 永議員の平成27年度政務活動費収支報告書及び政務活動報告書について確認した。

その結果、富瀬 永議員の平成27年度の政務活動報告書記載の調査研究費の各月の合計額は1,003,930円で、政務活動費収支報告書に記載の調査研究費支出額と同額となり、差額は生じないことが認められたことから、「富瀬議員の平成27年度政務活動費収支報告書の調査研究費の支出額は100万3930円と記載されているが、政務活動報告書の政務活動費充当支出額の合計額は81万9430円となるから、その差額18万4500円は架空充当額であると推認でき、違法支出額である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

なお、請求人から提出を受けた「事実証明書1」中、43番の金額「20,500円」及び充当金額「20,500円」はいずれも「205,000円」であることを申し添える。

- (7) 「概算払・精算後の収支報告書の「修正」は会計年度を無視する訂正であり、正しい会計処理ではない。」との摘示に対する判断

請求人は、富瀬 永議員が平成28年9月5日付けで、不破大仁議員が平成28年8月30日付けで修正後の平成27年度政務活動費収支報告書を提出し、政務活動に要した支出額をそれぞれ修正していることに対し「概算払精算後の平成28年4月30日提出の平成27年度政務活動費収支報告書に記載誤りがあったとして、遡って「修正」している。しかし、概算払・精算後の収支報告書の「修正」は会計年度を無視する訂正であり、正しい会計処理ではない。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「政務活動費収支報告書の「修正」については、修正事由が生じた場合に速やかに修正を行っており、遡っているわけではない。また、正しい会計処理ではないという請求人の主張の根拠は不明である。」旨の説明があった。

政務活動費収支報告書の提出期限(4月30日)経過後における修正の可否について、マニュアルでは「提出

した収支報告書に修正がある場合は、速やかに修正後の収支報告書及び修正箇所を明記した文書（正誤表、理由書）等の関係書類を議長に提出しなければならない。」と規定されており、提出期限経過後の収支報告書の修正を認めないものとは解されない。

以上のことから、「概算払・精算後の収支報告書の「修正」は会計年度を無視する訂正であり、正しい会計処理ではない。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (8) 「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法である。また、支出証明書類が「振替払込金受領証・振替受付票」である支出については、当該支出が広聴広報費であると確認できる書面ではないから全額が違法である。」との摘示に対する判断

請求人は、「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法である。また、支出証明書類が「振替払込金受領証・振替受付票」である支出については、当該支出が広聴広報費であると確認できる書面ではないから全額が違法である。」旨主張している。

これに対し議会事務局からは、「富瀬 永議員、井出敏朗議員が支出した広聴広報費はいずれも、会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費として、条例、規程及びマニュアルに基づき、適正に支出されており、違法支出はないと考える。なお、按分する必要があるものは適正に按分処理されており、支出目的については、収支報告書や政務活動報告書、支出証明書で確認している。提出資料以外に必要な資料があれば求め、議員に説明を求める。」旨の説明があった。

マニュアルにおいては、広聴広報費の通信運搬費などの支出費目として充当できるものは調査研究費の基準と同じとされており、「実費」が充当できるとされている。

また、関係人調査においても、「広報誌等の印刷・製本・郵送料、インターネット接続費、ホームページ更新費用など、いずれも広聴広報活動に要した経費であることから政務活動費として適正に支出したものであり、これらの支出については、活動の実態や経費の内容等に応じ適切に全額充当あるいは按分充当しており問題ないものと考えている。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法である。また、支出証明書類が「振替払込金受領証・振替受付票」である支出については、当該支出が広聴広報費であると確認できる書面ではないから全額が違法である。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (9) 「領収書作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していないため、全額違法支出額と推認できる。」との摘示に対する判断

請求人は、稲村建男議員、向出 勉議員及び不破大仁議員に対して「当該支出を裏付ける領収書作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していない。それゆえ、同議員の件費支出は、全額、違法支出額であると推認できる。」と主張している。

これに対し議会事務局からは、「条例第12条第2項で「議長に提出しなければならない」と規定されている「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写し」とは、「収支報告書」及びマニュアルに規定する様式1の「政務活動報告書」、様式2の「領収書・政務活動費支出証明書」、様式3の「県外政務活動結果報告」、様式4の「海外政務活動結果報告」の写しであり、雇用関係書類等は含まれない。また、マニュアルにおいても、「勤務実績表」「雇用契約書」は「会派及び議員が整理・保管する証拠書類」と規定されており、請求人の主張は根拠のないものである。なお、被雇用者名については、個人情報であることから、石川県情報公開条例に基づく「非公開情報」であるため黒塗りしており、何ら問題はない。」旨の説明があった。

マニュアルにおいては、件費支出について、雇用の実態を明らかにする雇用契約書等を備えることが必要であるなどと定める一方、これらの書類は個々の議員の責任において整理・保管すべきものであるとし、議長への提出までは求めていない。

また、関係人調査においても、「雇用契約を取り交わすとともに、住民等からの意見・要望の取りまとめ等政務活動に関する業務に従事しているものであり、契約どおり勤務したことを確認している。」旨の回答があった。

加えて、個々の使途についても、政務活動報告書や議会事務局からの説明等を基に調査確認した結果明らかに適正を欠くと認められるものはなく、いずれも政務活動の実態が伴う支出で、マニュアル等に準拠するものと認められる。

以上のことから、「領収書作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していないため、全額違法支出額と推認できる。」との請求人の主張には理由がないものと判断する。

- (10) なお、議会事務局における記載内容の確認をとおして、富瀬 永議員については、費用項目誤り7件が、不破大仁議員については、費用項目誤り1件及び支出誤り12件(60,875円)があったとして、いずれも本人からの自主的な申し出により、既に収支報告書が訂正され、所要の手続が完了していることを確認した。

また、不破大仁議員の支出誤りについては、自己資金の支出額を下回っていたものであり、議員の不当利得により、県に損害を与えているとは認められなかった。

(11) 結び

上記(1)から(9)までの論述でも明らかなように、請求人が求める(5)調査研究費において調査研究費の費目と確認できない支出や目的外支出があり、これらは違法支出であること、(6)調査研究費において架空充当額があること、(7)概算払・精算後の収支報告書の「修正」は正しい会計処理ではないこと、(8)広聴広報費は按分充当経費であり、2分の1を超える充当支出額及び広聴広報費支出と確認できないものは違法であること、(9)領収証作成者である被雇用者名を黒塗りしていることだけでなく、被雇用者の政務活動を補助している実態を裏付ける書面を提出していないため、全額違法支出額と推認できることとの主張については、

ア 政務活動費の支出に関する事務処理については、「政務活動報告書」、「領収書・政務活動費支出証明書」、「県外政務活動結果報告」及び「海外政務活動結果報告」をもとに、いずれもその支出内容、根拠を十分確認していること

イ 一部の支出については、議員本人からの自主的な申し出により、費用項目誤り及び支出誤りによる収支報告書の修正があったものの、県に損害を与えているとは認められなかったこと

ウ その他の支出については、明らかに使途基準に違反するものは認められず、関係人調査における事実確認を通じて、その内容は、それぞれ政務活動の実態があるものと認められること

などから、使途基準に適合しない違法又は不当な支出とは言えず、したがって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

よって、これらの支出に対し、知事に返還請求権が存在しないものと判断する。

第6 監査委員意見

今回の住民監査請求については、請求人が主張するような法律及び条例に明らかに違反する違法又は不当な支出は認められず、また、制度の運用等においても直ちに違法と思料されるものはなかった。

しかしながら、政務活動費の原資は公金であり、一部で誤りがあったことは遺憾である。

政務活動費の使途については、近年、全国的に政務活動費の私的流用や不適切な使用が次々と明らかとなったことなどから、県民、国民の関心がこれまでも増して高まっている。

こうした中、県議会においては、これまでも使途の透明化と制度運用の適正化に向けた取組を進めてきたところであるが、現在、県議会改革推進会議において、収支報告書のホームページでの公開及び政務活動費支出に係る領収書等の写しの議会図書室での閲覧並びにマニュアルの改訂などについて検討を行っているところである。

県議会においては、これまでの経過等も踏まえ、使途基準等の明確化や透明性の向上への取組を確実に進めるよう期待するところである。

とりわけ、以下の事項については、より重点的な対応がなされるよう求めるものである。

- 1 政務活動費制度は、議員の広範な裁量の下で運用される一方、常に厳格な管理と高い説明責任が求められるものである。

今後とも、透明性の確保に十分配慮し、住民に対する説明責任をしっかりと果たしていただきたい。

また、マニュアルについては、現在見直しの検討を行っているところであるが、運用の基準を明確にし、充当支出の適否判断のよりどころとなるものであることから、早急に改訂を行い、周知徹底を図られたい。

- 2 政務活動費に係る収支報告書については、提出後に修正する事案が一部において見受けられることから、提出前に、より一層の精査・確認に努められたい。

- 3 議会事務局においては、議長の調査権に係る事務と知事の補助執行機関としての事務を執行するところ、事

務処理体制の拡充強化を進めてきたが、引き続き関係書類の確認、審査及び結果の記録に万全を期し、審査精度の更なる向上に取り組まれない。

そもそも議員等の一定の活動に対し公金を支出する本制度は、議会と執行機関の間の相互に均衡と抑制のとれた関係の中で、自主的、自律的に運用することが想定されているものである。ゆえに、議員等の責任において適正に執行されなければならないことを改めて認識するとともに、本制度の趣旨に鑑み、必要と認められる場合には有効に活用し、県民の負託と信頼に応える確かな活動を強く期待し、意見とする。

